沼田市自殺対策推進計画

こころの豊かさを大切に

一人一人が輝ける沼田市を目指して



平成31年3月(2019年3月)

沼田市

はじめに

本市では、子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で生きがいを 感じながら幸せに暮らせる「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を進めてい ます。その推進を図るための一つの要素として、誰も自殺に追い込まれることのない 地域社会を構築していくことは、近年の政策課題の中でも重要な取組の一つとなって います。

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い込まれた末の死であり、個人の問題ではなく、社会問題として認識し、取り組まなければならない課題であるといわれ、また、自殺を考えている人は、何らかのサインを発しているともいわれています。

私は、市民の皆様一人一人がその「心のサイン」に気づき、その悩みや抱えている 問題を相談先へつなぐこと、温かく見守ることが、かけがえのない「命」を守る結果 につながると考えています。

そこで、平成28年4月の自殺対策基本法改正を機に、本市においても総合的な対策を推進していくため、「沼田市自殺対策推進計画」を策定することとしました。本計画では自殺対策の本質を「生きることの支援」と捉え、市における全事業の中から、「生きること」に関連する事業を総動員して、全市的な取組として包括的支援を推進し、自殺対策をさらに大きく前進させてまいります。

市民の皆様には、自殺対策を身近な問題として考え、自殺予防の主役としてご支援いただきますよう、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せい ただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

沼田市長 横山 公一

目 次

第1章	計	画	策	定	\mathcal{O}_{i}	趣	旨	. ح	背	景		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1	計	画	策	定	Ø)	趣	日		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	自	役	対	策	0	経	過		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第3	自	役	対	策	Ø.	基	本	理.	念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第4	自	役	対	策	Ø.	基	本	認	識		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	計	画	0)	基	本	方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第1	計	画	(T)	基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(1)	総	合	的	な	対	策	(T)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(2)	支	援	体	制	(T)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(3)	関	係	機	関	لح	(D)	連	携	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第2	計	画	0)	位	置	付	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3	計	画	0)	推	進	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第4	数	値	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3章	自	殺	者	0	現	状		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第1	自	殺	者	数	•	自	殺	死	亡	率	0)	推	移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(1)	自	殺	死	亡	率	(人	П	1	0	万	人	当	た	り	の	自	殺	者	数)	(T)	推	移		•	•	•	•	•	6
(2)	性	刻	•	年	代	別	(T)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
(3)	職	業	別	(T)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
(4)	原	大	•	動	機	別	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
(5)	同,	居	人	別	(D)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
(6)	発	見	曜	日	•	時	間	別	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
(7)	場	歽.	別	(T)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(8)	手.	段	別	(T)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
(9)	自	殺	未	遂	(D)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
(10)	ま	لح	め		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
第4章	基	本	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
1	安	ŗ	L	て	暮	Ъ·	せ	る	地	域	づ	<	ŋ		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	24
	\Diamond		支	え	合	V	0)	地:	域	づ	<	ŋ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	\Diamond	,	気	づ	き	•	見	守	り	が	で	き	る	人	材	の	育	成		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	24
	\Diamond		ک	ک	ろ	D'	健	康	づ	<	り	0)	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
2	教	育	•	啓	発	Ø:	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	\Diamond		ス	\vdash	レ	ス・	Þ	۲	_	ろ	(T)	健	康	0)	正	L	Į,	知	識	0)	教	育	•	啓	発		•	•	•	•	24
	\Diamond	-	子	ど	ŧ,	世	代	カゝ	ら	の	教	育		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	\Diamond	,	働	き	盛	ŋ ·	世	代	に	向	け	た	予	防	啓	発		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	\Diamond	-	子	育	て	世	代	に	向	け	た	普	及	啓	発		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
3	相	談	•	支	援	体	制	の [充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	\Diamond	,	健	康	に	関	す	る	相	談	支	援	0	充	実			•	•	•			•	•		•	•		•	•	25

	◇ 生活・経済・仕事に関する相談支援の充実 ・・・・・・25
	◇ 各ライフステージの相談支援の充実 ・・・・・・・・25
	◇ その他の相談に関する相談支援の充実 ・・・・・・・25
	◇ 相談担当職員の資質向上 ・・・・・・・・・・25
	◇ 相談担当職員へのこころのケア・・・・・・・・・25
	◇ 地域包括ケアシステムの構築に向けて・・・・・・・26
4	関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・26
	◇ 自殺の危険がある人を関係機関につなげる連携強化 ・・・・26
5	自殺未遂者・自死遺族への支援・・・・・・・・・・26
	◇ 自殺未遂者への支援 ・・・・・・・・・・・26
	◇ 自死遺族への支援 ・・・・・・・・・・・・26
第5章	具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・27
1	安心して暮らせる地域づくり ・・・・ ・・・・・・27
	◇ 支え合いの地域づくり ・・・・・・・・・・27
	◇ 気づき・見守りができる人材の育成 ・・・・・・・・28
	◇ こころの健康づくりの推進 ・・・・・・・・・・29
2	教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・32
	◇ ストレスやこころの健康の正しい知識の教育・啓発 ・・・・32
	◇ 子ども世代からの教育 ・・・・・・・・・・33
	◇ 働き盛り世代に向けた予防啓発 ・・・・・・・・・33
	◇ 子育て世代に向けた普及啓発 ・・・・・・・・・35
3	相談・支援体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・36
	◇ 健康に関する相談支援の充実 ・・・・・・・・・36
	◇ 生活・経済・仕事に関する相談支援の充実 ・・・・・・36
	◇ 各ライフステージの相談支援の充実 ・・・・・・・37
	◇ その他の相談に関する相談支援の充実 ・・・・・・・39
	◇ 相談担当職員の資質向上 ・・・・・・・・・・・4
	◇ 相談担当職員へのこころのケア・・・・・・・・・4
	◇ 地域包括ケアシステムの構築に向けて・・・・・・・・4
4	関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・42
	◇ 自殺の危険がある人を関係機関につなげる連携強化 ・・・・42
5	自殺未遂者・自死遺族への支援・・・・・・・・・・42
	◇ 自殺未遂者への支援 ・・・・・・・・・・・42
	◇ 自死遺族への支援 ・・・・・・・・・・・42
第6章	計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・4
第1	自殺対策推進の体制・・・・・・・・・・・・・・・4
	◇ 沼田市自殺対策庁内連絡会議 ・・・・・・・・・・48
	◇ 利根沼田自殺対策連絡会「こころのわネットワーク会議」・・48
資料編	自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

第1章 計画策定の趣旨と背景

第1 計画策定の趣旨

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、または役割に対する過剰な負担感から、危機的な状態まで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」なのです。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と規定し、「全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会」、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

全国の自殺者数は、バブル経済崩壊後の平成10年に急増して年間3万2000人を超え、その後、14年間にわたり3万人を超える状態が続いていました。そのような状況を踏まえ、国は平成18年に自殺対策基本法を施行し、自殺を社会の問題と捉えた基本理念を定め、総合的な自殺対策を実施することとしました。その結果、自殺者数は平成24年には3万人以下となり、平成28年まで5年連続で3万人を下回っているものの、依然として深刻な状況に変わりはありません。

平成28年3月に改正された自殺対策基本法において、第13条に「都道府県・市町村は、ぞれぞれの都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める」と明記されました。さらに、自殺対策基本法の改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱〜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして〜」が閣議決定されました。このような状況を踏まえ、本市では、「辺里吉自弥社等が進む原」な策定し、関係が関しの連携的化な図り、自然社等など

「沼田市自殺対策推進計画」を策定し、関係機関との連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進していきます。

第2 自殺対策の経過

我が国は、自殺者の急増に対応するため、平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、対策の指針として平成19年には「自殺対策大綱」を策定、平成28年度までの10年間の数値目標を掲げ、自殺対策に取り組んできました。

また、県では、自殺の原因が多岐にわたることから、総合的な自殺対策を進めるために、平成21年「群馬県自殺総合対策行動計画」を策定し、様々な取組を行ってきました。計画期間満了に伴い、平成26年「第2次群馬県自殺総合対策行動計画—自殺対策アクションプランー」を策定し、自殺対策の充実・強化に取り組んでいます。

本市では、市民が心身ともに健康な社会生活を送ることができるよう「沼田市総合計画」や保健・福祉等の各分野の計画を策定し、地域社会全体の取組として自殺対策に取り組んできましたが、自殺対策は、自殺を個人の問題として捉えるのではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会全体の取組として推進しなければならないことから、自殺問題を取り巻く状況を踏まえ、沼田市自殺対策推進計画を策定し、各関係団体・機関や市民とともに総合的な自殺予防に取り組む体制づくりを進めていくこととしたものです。

第3 自殺対策の基本理念

自殺対策は、社会における「生きることの包括的な支援」を推進することが重要です。失業や多重債務、生活困窮などの「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて、地域社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。本市では、自殺対策の本質を「生きることの支援」と捉え、「こころの豊かさを大切に一人一人が輝ける沼田市」の実現に向け、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

第4 自殺対策の基本認識

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程として捉える必要があります。自殺は、健康問題・経済問題・生活問題・家庭問題・勤務問題など様々な要因のほか、その人の性格傾向などが複雑に関係しています。自殺に至る心理としては、このような様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺を選ばざるを得なくなってしまうケースが多いと考えら

れています。

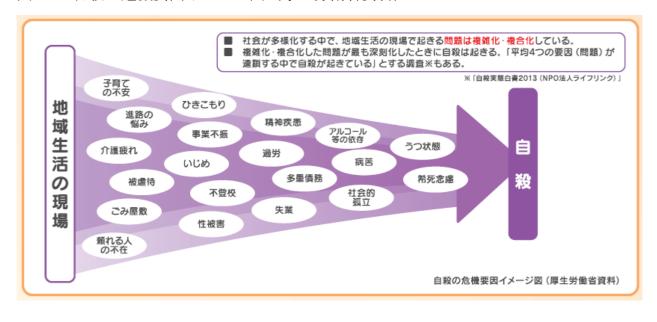
また、自殺を図った人の直前のこころの健康状態は、多くの場合、様々な悩みによりうつ病やアルコール依存症などの精神疾患を発症し、これらの影響により正常な判断をすることができない状態になっていることが明らかになってきました。このことは、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死とも言えます。

我が国の自殺者は平成24年以降減少傾向となっていますが、20歳未満の自殺死亡率は横ばい傾向で、20歳代や30歳代の死因の1位は自殺であり、主要先進7か国の中では我が国の自殺死亡率が最も高く、依然として2万人を超えています。

(主要先進7か国:アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本、カナダ、イタリア)

自殺対策基本法では、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。自殺対策は、国と地方公共団体が協力し、関連する施策との連携を強化して総合的・実践的に進化させながら推進する取組です。

図1 自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



第2章 計画の基本方針

第1 計画の基本的な考え方

本市では、沼田市第六次総合計画において、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を将来像とし、だれもが、こころもからだも健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、まちづくりを推進しています。本計画においても「ものの豊かさ」よりも「こころの豊かさ」を大切に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

この計画では、過労、生活困窮、育児、介護疲れ、いじめ、孤立などの生きることの阻害要因を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などの生きることの促進要因を増やす取組を進め、本市の現状や国で定めた「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」及び県が定めた「自殺総合対策行動計画」を踏まえた、次の基本的な考え方により、計画を推進します。

(1)総合的な対策の推進

生きることの包括的な支援として、地域社会全体で取り組みます。

(2) 支援体制の推進

自殺の現状を把握し、課題を明らかにすることで、様々な相談内容について、 市民生活に密着したサービスを行い、迅速な支援に結び付けます。

(3) 関係機関との連携の推進

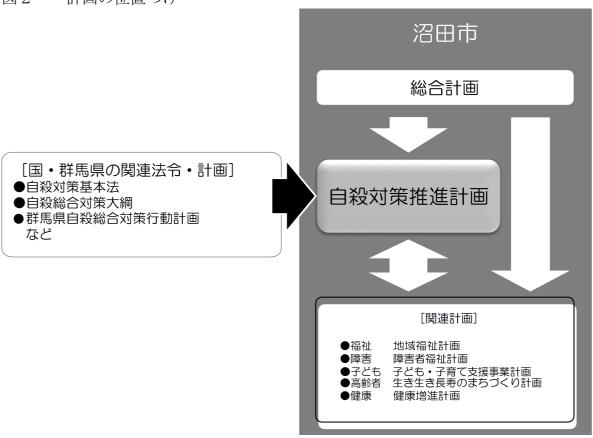
自殺は、家庭、職場、学校など、その人を取り巻く地域社会に深く関係していることから、関係機関の役割を明確化し、連携を図りながら取組を実施します。

第2 計画の位置付け

本計画は、子どもから高齢者まで、生涯を通じて生きるための総合的な支援に取り組む計画です。自殺対策基本法に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、県の「自殺総合対策行動計画」および、本市の上位計画である「沼田市第六次総合計画」や保健・福祉分野の各種計画との整合性を持たせています。

特に、本計画の上位計画である「沼田市第六次総合計画」では、まちづくりの将来像として「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を挙げ、施策の大綱として「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」としています。本計画は、この重点テーマを自殺対策面から捉え、自殺防止のための取組や連携・協力体制の整備を推進していきます。

図2 計画の位置づけ



第3 計画の推進期間

本計画の計画期間は、平成31年度から平成35年度(2023年度)までの5年間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて見直しを行います。さらに、毎年度、取組状況を精査し、課題を整理しながら、新たな取組についても盛り込んでいきます。

第4 数值目標

自殺総合対策大綱では、平成38年(2026年)までに、平成27年と比べて自 殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としてい ます。

本市の最終目標としては、自殺死亡者0人が目標ですが、この計画では、国の目標数値を参考として、平成35年(2023年)までに自殺死亡率を平成28年に比べて30%以上減少させることとします。

自殺死亡率の数値目標

	現状	目標値(評価年度)
国	18.5 (平成27年)	13.0以下(平成38年・2026年)
沼田市	25.8 (平成28年)	18.0以下(平成35年・2023年)

第3章 自殺者の現状

第1 自殺者数・自殺死亡率の推移

(1) 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移

全国における自殺者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超える 状態が続いていましたが、平成24年以降は増減を繰り返しながら減少し、 平成28年は2万1,897人となっています。また、自殺死亡率は、平成2 1年以降減少しており、県及び本市も減少傾向です。

本市と群馬県・全国の自殺死亡率を比較すると、本市は平成24年時点において34.7で、群馬県の24.4、全国の21.8よりかなり高い状況でした。平成28年においても25.8で、群馬県の19.7、全国の17.0より高い状況です。

平成28年における都道府県別自殺死亡率をみると、群馬県は、全国47都 道府県の中で男女計が7番目、男性が19番目、女性が5番目に高い数値となっています。また、関東地方では群馬県が最も高い率となっています。

平成28年における県内12市の自殺死亡率をみると、本市は、県内12市中最も高い数値となっています。男性は40.9で、県内12市で最も高く、女性は11.6で8番目となっています。

本計画の現状把握は、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」等により行っています。「地域における自殺の基礎資料」は、警察庁の「自殺統計」を基に作成しているため、日本における外国人が含まれます。警察庁の「自殺統計」は、「住居地」及び「発見地」の2通りで集計されていますが、本計画では「住居地」による集計データを使用しています。

自殺に関する統計の種類

	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
調査対象	日本における日本人	総人口(日本における外国人を含む)
調査時点	住所地を基に死亡時点	発見地を基に自殺した発見時点
事務手続き上の違い	自殺、他殺又は事故死のいずれか不 明の場合「自殺以外」で処理する。 死亡診断書等について作成者から自 殺への訂正報告がない場合「自殺」	捜査等により、自殺であると判明した 時点で、自殺統計原票を作成し、計上 する。
	に計上しない。	

表1-1 平成28年の都道府県別自殺死亡率 (男女合計)

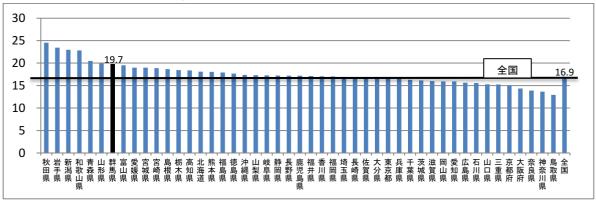


表1-2 平成28年の都道府県別自殺死亡率 (男性)

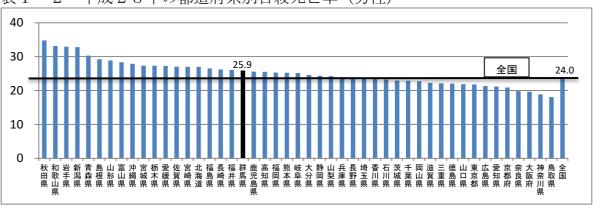


表1-3 平成28年の都道府県別自殺死亡率(女性)

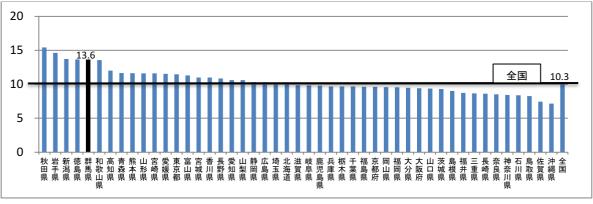


表1-4 平成28年の県内12市自殺死亡率 (男女合計)

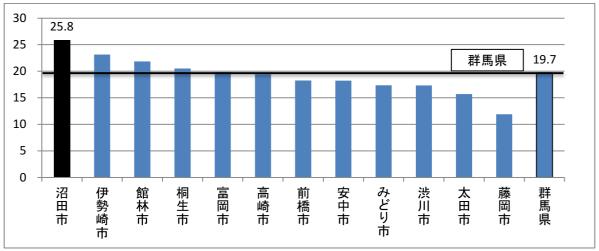


表1-5 平成28年の県内12市自殺死亡率 (男性)

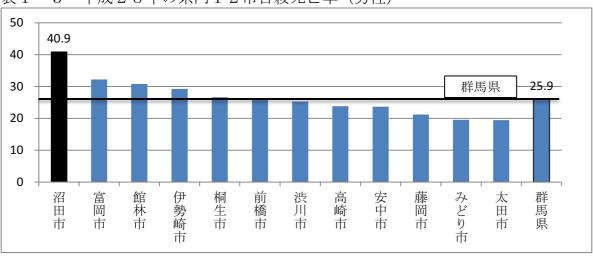
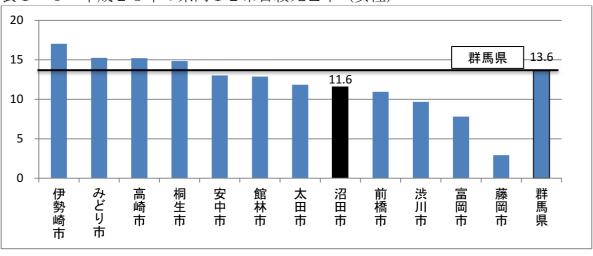


表1-6 平成28年の県内12市自殺死亡率(女性)



沼田市の自殺者数の推移 表 1 - 7

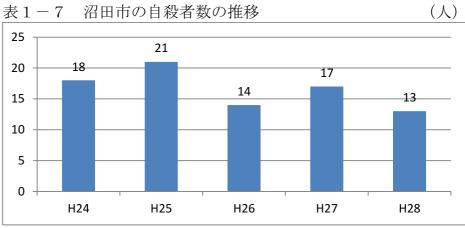


表1-8 沼田市の自殺死亡率の推移

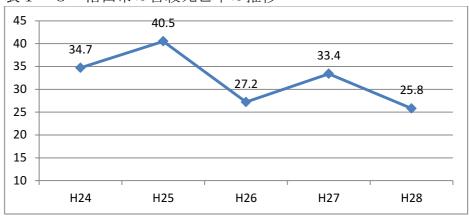
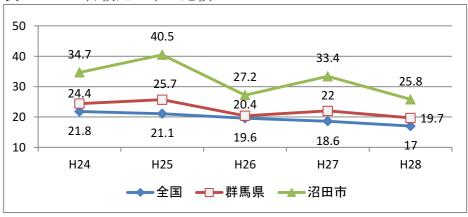


表1-9 自殺死亡率の比較

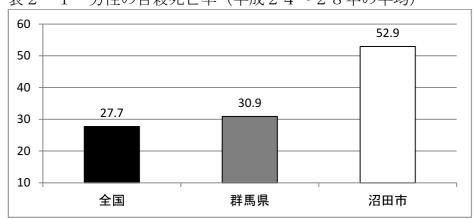


(2)性別・年代別の状況

平成24~28年の平均で性別自殺死亡率をみると、本市では、男性が 52.9、女性が12.9です。本市と群馬県・全国を比較すると、男性は県 30.9、全国27.7に比べ非常に高く、女性は県の14.1より低く、 全国の11.9より少し高くなっています。

性別自殺死亡率の年次推移をみると、本市では、男性、女性ともに増減を 繰り返しながら徐々に減少しています。

また、本市と群馬県・全国を比較すると、本市の男性は、全国・群馬県と ほぼ同様な形で下がってきていますが、それでも依然として高い状況です。 本市の女性は、平成25年、26年は県より低く、26年は全国よりも低くな っています。



男性の自殺死亡率 (平成24~28年の平均) 表 2-1



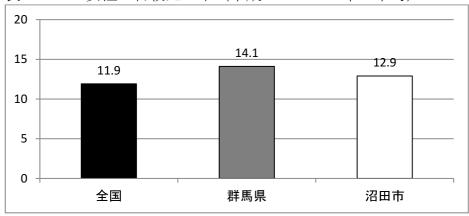


表2-3 男性の自殺死亡率年次推移

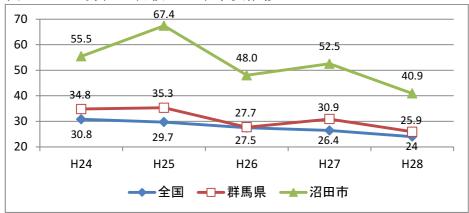
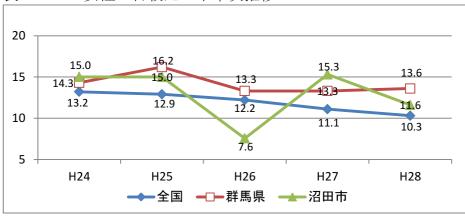
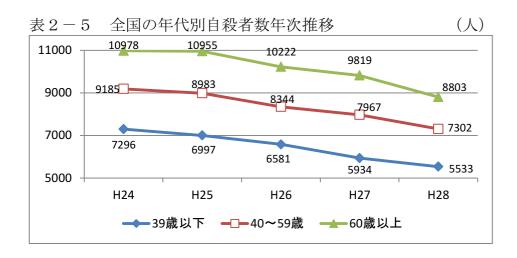


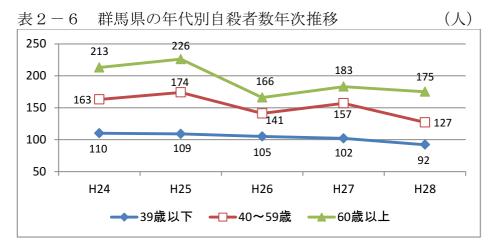
表2-4 女性の自殺死亡率年次推移

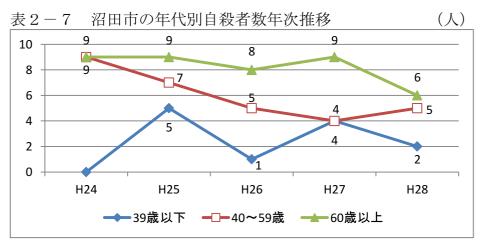


年代別自殺者数の年次推移をみると、本市は、どの年代も増減を繰り返しながら、徐々に減少しています。平成 $24 \sim 28$ 年の 5 年間では、「60 歳以上」が 41 人で最も多く、次いで「 $40 \sim 59$ 歳」の 30 人となっています。

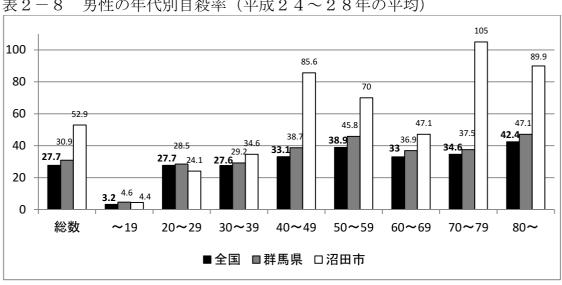
また、群馬県・全国では「60歳以上」が最も多く、次いで「 $40\sim59$ 歳」、「39歳以下」と続き、どの年代も減少傾向にあります。



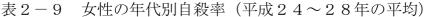


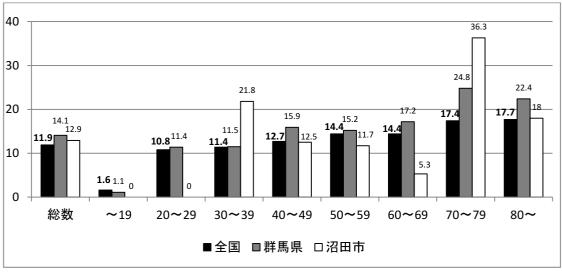


平成24~28年の平均で年代別自殺死亡率をみると、本市の男性では 「70歳代」が105.0と最も高く、次いで「80歳以上」が89.9、 「40歳代」が85.6です。本市の女性でも「70歳代」が36.3と最も 高く、次いで「30歳代」が21.8、「80歳以上」が18.0です。



男性の年代別自殺率(平成24~28年の平均) 表 2 - 8



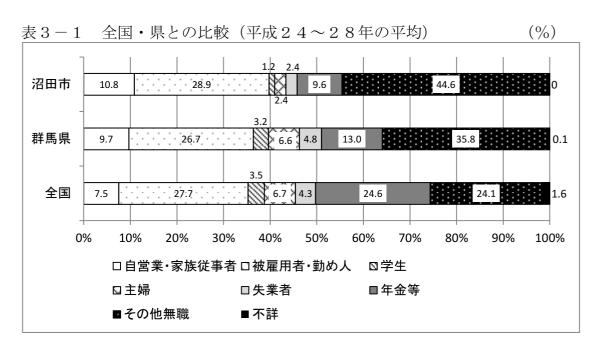


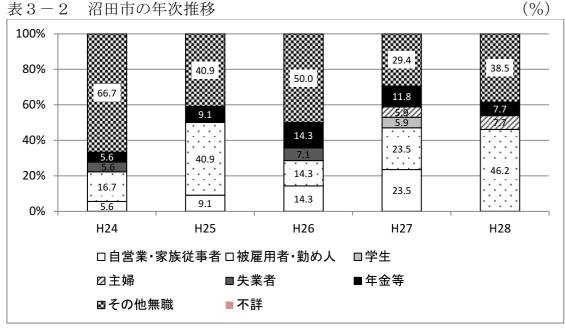
(3)職業別の状況

平成24~28年の平均で職業別自殺者数の構成割合をみると、本市では「その他無職」44.6%が最も高く、次いで「被雇用者・勤め人」が28.9%です。

また、本市と群馬県・全国を比較すると、群馬県・全国とも本市と同様の 傾向にあります。

さらに、本市の年次推移をみると、「その他無職」は減少傾向にあり、「被雇用者・勤め人」は増加傾向にあります。



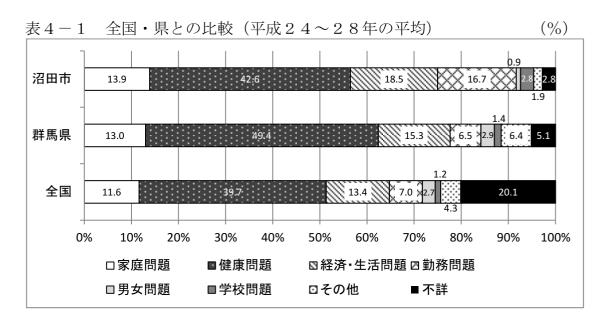


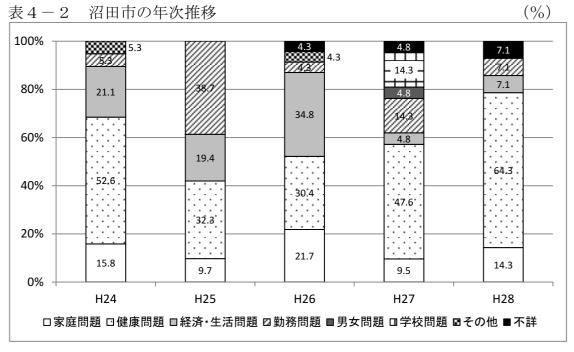
(4) 原因・動機別の状況

平成24~28年の平均で原因・動機別自殺者数の構成割合をみると、本市では「健康問題」が42.6%と最も高く、次いで「経済・生活問題」が18.5%、「勤務問題」が16.7%です。

また、本市と群馬県・全国で比較すると、群馬県・全国とも本市とほぼ同様の状況です。

さらに、本市の年次推移をみると、「健康問題」は平成26年まで減少傾向 にありましたが、平成27年以降は増加に転じています。

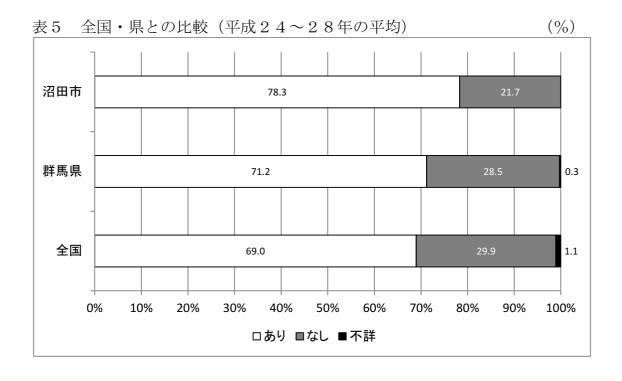




(5) 同居人別の状況

平成 $24\sim28$ 年の平均で同居人の状況別自殺者数の構成割合をみると、本市では「あり」が78.3%、「なし」が21.7%です。

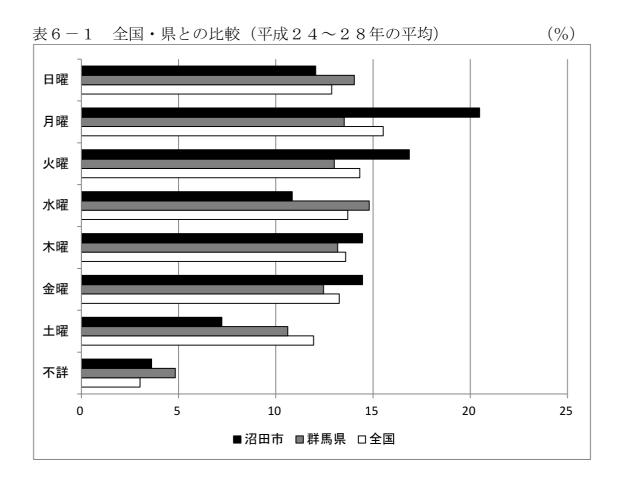
また、本市と全国・群馬県と比較すると、全国・群馬県ともに本市とほぼ同様の状況です。



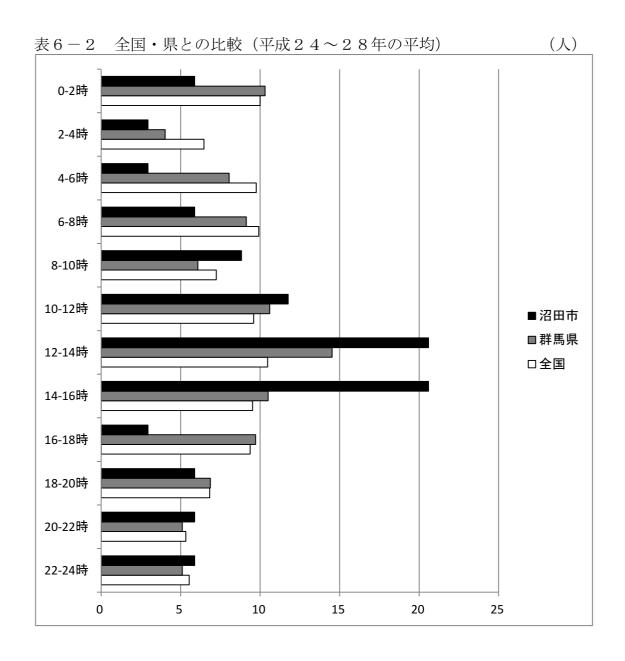
(6) 発見曜日・時間別の状況

平成24~28年の平均で発見曜日別自殺者数の構成割合をみると、本市では「月曜」が最も高くなっています。

また、本市と群馬県・全国を比較すると、全国は「月曜」が最も高く、群 馬県は「水曜」が最も高くなっています。



平成 $24 \sim 28$ 年の平均で発見時間帯別自殺者数の構成割合をみると、本市の発見時間帯別自殺者数は「12-14時」「14-16時」が最も高く、群馬県と、全国は「12-14時」が最も高くなっています。

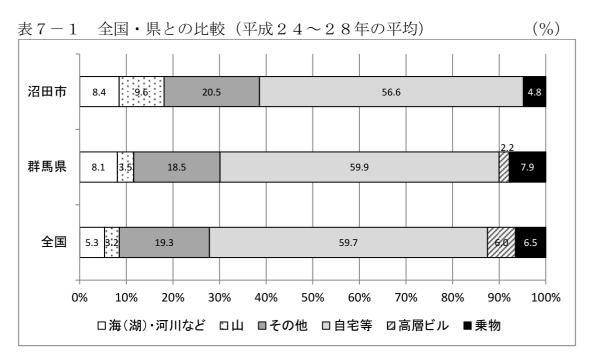


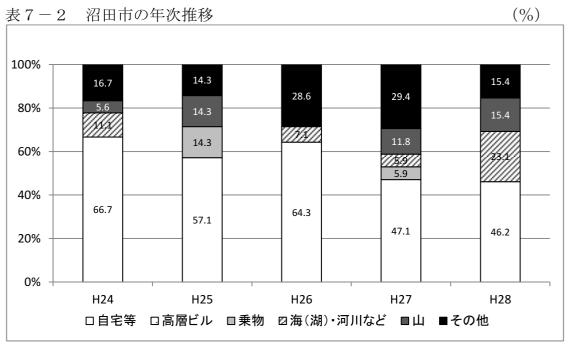
(7)場所別の状況

平成24~28年の平均で場所別自殺者数の構成割合をみると、本市では、「自宅等」が56.6%と最も高くなっています。

また、本市と群馬県・全国を比較すると、群馬県・全国とも本市とほぼ同様の状況です。

さらに、本市の年次推移をみると、「自宅等」が増減を繰り返しながら減 少傾向にあります。



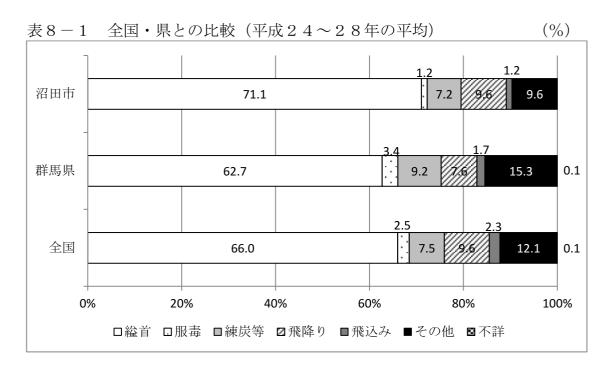


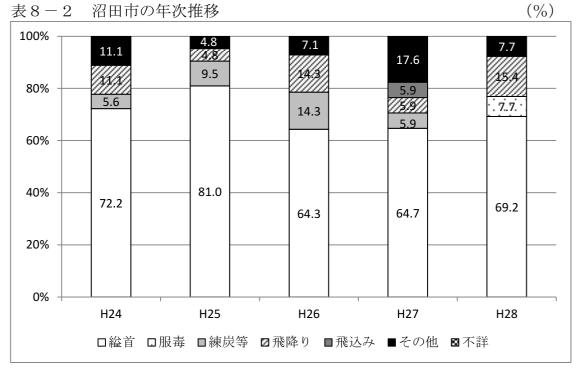
(8) 手段別の状況

平成24~28年の平均で手段別自殺者数の構成割合をみると、本市では「総首」が71.1%と最も高くなっています。

また、本市と群馬県・全国を比較すると、群馬県・全国とも本市とほぼ同様の状況です。

さらに、本市の年次推移をみると、「縊首」が増減を繰り返しながら減少 傾向にあります。





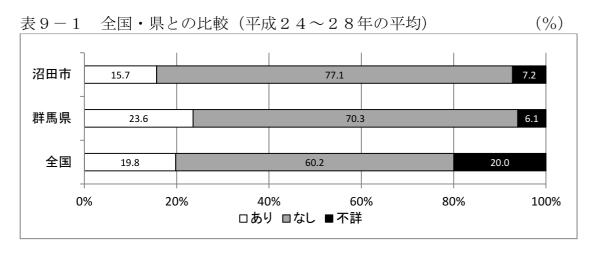
(9) 自殺未遂の状況

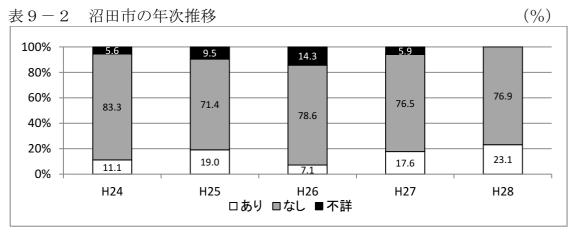
平成24~28年の平均で自殺未遂歴の有無別自殺者数の構成割合をみると、本市では「あり」が15.7%、「なし」が77.1%です。

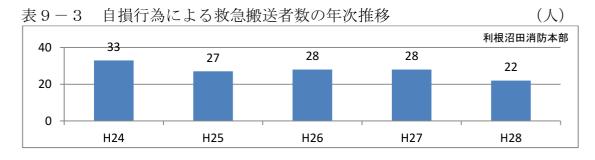
また、本市と群馬県・全国を比較すると、群馬県、全国とも「あり」が本市より高い状況です。

さらに、本市の年次推移をみると、「あり」が平成24年以降、増加傾向 にあります。

本市の自損行為による救急搬送者数の推移をみると、平成24年以降、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。







(10) まとめ

本市の自殺者の現状を分析した結果、自殺対策として重視するべき対象が 浮かび上がります。それは、自殺総合対策推進センターが「地域自殺実態プロファイル」として本市の現状を分析し、「重点パッケージ」として推奨する対象群と一致します。

そのため、本市の現状を踏まえた「重点パッケージ」に、国が自殺対策の 基本施策として掲げる「基本パッケージ」を加え、本市の基本目標を定めま す。

自殺者の現状

項目	沼田市	全国・県
(1) 自殺死亡率	平成28年県内12市の比較(高率順) 男性1位、女性8位	
(2) 性別	「男性」の割合が、かなり高い。 (男女比=4:1)	男女比 2:1
年代別	「高齢者」「中高年」の割合が高い。 男性「70歳代」、次いで「80歳代」 女性「70歳代」、次いで「30歳代」	
(3)職業別	「その他無職」(44.6%)の割合が高く、 「被雇用者・勤め人」も増加傾向。	類似傾向
(4) 原因・動機	「健康問題」(42.6%)の割合が高い。	類似傾向
(5)同居人	「あり」(78.3%)の割合が高い。	類似傾向
(6)発見曜日	「月曜」の割合が高く、「土曜」は低い。	
発見時間	「12-14時」「14-16時」特に高い。 「16-18時」及び「0-4時」は低い。	
(7)場所	「自宅等」(56.6%)の割合が高い。	類似傾向
(8) 手段	「縊首」(71.1%)の割合が高い。	類似傾向
(9)自殺未遂歴	「なし」(77. 1%) の割合が高い。	類似傾向

沼田市の重点施策(対象群) 「重点パッケージ」

高齢者 生活困窮者

勤務・経営

無職者·失業者

「地域自殺実態プロファイル」より

国が推奨する地域自殺対策 「基本パッケージ」

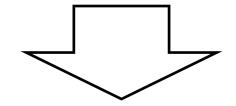
地域におけるネットワーク強化

自殺対策を支える人材の育成

住民への啓発と周知

生きることへの促進要因への支援

児童生徒のSOSの出し方に関する教育



沼田市の基本目標

- 1 安心して暮らせる地域づくり
- 2 教育・啓発の推進
- 3 相談・支援体制の充実
- 4 関係団体との連携
- 5 自殺未遂者・自死遺族の支援

第4章 基本目標

本市では、基本理念に基づき、自殺対策の推進のために実態を捉えて、基本目標を 定めます。目標を達成するための様々な関連分野における対策を整理し、基本施策と して推進していきます。

1 安心して暮らせる地域づくり

◇ 支え合いの地域づくり

地域で、その人らしく安心して暮らすために、個人を尊重しながら互いに 支え合うことのできるまちづくりを推進します。

◇ 気づき・見守りができる人材の育成

悩みを抱えた人が孤立しないように、こころのサインに気づき、適切な見守りができるゲートキーパー*となる人材育成を推進します。

※ ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき 声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができ る人のことで、「命の門番」ともいわれています。

◇ こころの健康づくりの推進

「沼田市健康増進計画 健康ぬまた21」など関連計画との整合性を図り、こころの健康づくりに関する施策を推進します。

2 教育・啓発の推進

◇ ストレスやこころの健康の正しい知識の教育・啓発

こころの健康を保つためには、自分にあったストレス解消法を身に付けることが必要です。すべての市民が、こころの健康を認識し、自らのこころの不調に気づき対応できるよう、正しい知識を深めるための教育や広報及びホームページ、リーフレットなどによる啓発を推進します。

◇ 子ども世代からの教育

子どもが、社会において直面する可能性がある様々な困難に対応していく方 法を身に付け、自己肯定感を持ちながら、学校や家庭、地域で生活が送れるよ う、教育・啓発を推進します。

◇ 働き盛り世代に向けた予防啓発

働き盛りの中高年世代の自殺の主な原因は、健康問題や経済問題、就業問題です。経営者や労働者向けに、こころの健康づくりについて、教育・啓発をす

るとともに、職場環境改善のための啓発を推進します。

◇ 子育て世代に向けた普及啓発

こころの健康づくりには、親子の良好な関係づくりも大切です。子育て世代の不安や悩みを解消する相談や育児支援、情報提供を行い、安心して子育てができるよう普及啓発を推進します。

3 相談・支援体制の充実

◇ 健康に関する相談支援の充実

自殺の原因として最も多いといわれているのが、健康問題です。乳幼児期から高齢者まで、こころやからだの健康に関する相談窓口の充実に努めます。

◇ 生活・経済・仕事に関する相談支援の充実

就業や労働に関する問題も自殺の原因になります。労働者の労働条件、経済 的な問題など、幅広い悩みに関する相談支援の充実を図ります。

◇ 各ライフステージの相談支援の充実

ア 子ども・子育て世代に対する相談支援の充実

妊娠期、新生児期の早期から、支援が必要な家庭を把握し、切れ目のない適切な支援を進めます。

イ 青少年に対する相談支援の充実

学校、家庭の青少年に関わる相談の充実を図ります。専門的な相談については、関係機関につなげるよう連携強化を推進します。

ウ 高齢者に対する相談支援の充実

介護保険に関すること、生活支援に関すること、高齢者虐待に関することなど、高齢者に関する全般的な相談支援の充実を図ります。

◇ その他の相談に関する相談支援の充実

複雑化する市民生活の不安・悩みの解決に向けて、各相談窓口の連携強化を 図ります。

◇ 相談担当職員の資質向上

様々な相談を受ける担当者については、豊富な知識・経験と専門窓口につな げるための調整力が必要になります。研修会を通して、相談担当者の資質向上 を図ります。

◇ 相談担当職員へのこころのケア

相談対応により過重な負荷がかかる相談担当者に対しても個別支援を行うな

ど、こころのケアの充実が必要です。

◇ 地域包括ケアシステムの構築に向けて

厚生労働省は、2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。そのため、本市では自殺対策も兼ねた包括的な相談支援体制の充実を推進します。

4 関係団体との連携

◇ 自殺の危険がある人を関係機関につなげる連携強化

自殺に追い込まれる背景として、健康・経済・生活・家庭・勤務問題などの様々な要因のほか、その人の性格傾向などが複雑に関係しています。適切な関係機関へ早期につなげるための連携強化を図ります。

5 自殺未遂者・自死遺族への支援

◇ 自殺未遂者への支援

救急病院や精神科等の医療機関との連携を図り、自殺未遂者、家族等に対して適切な医療・相談支援ができる体制を検討します。

また、自殺未遂者の再発を防ぐための相談支援体制を検討します。

◇ 自死遺族への支援

自殺により家族等を失った自死遺族は、こころに深い悲しみを抱えながら 生活しており、こころのケアや地域における支援が必要な人がいます。適切 な支援ができる体制を検討します。

第5章 具体的な取組

1 安心して暮らせる地域づくり

◇ 支え合いの地域づくり

自殺に追い込まれるという状況は、誰にでも起こり得る危機です。命や暮らしの危機に陥ったとき、誰かに援助を求めることが必要です。しかし、自殺の危機に陥った人の心情や背景は、周囲に理解されにくいという現実があります。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は個人や一部の人の問題ではなく、地域の問題として捉え、市民誰もが当事者となり得る重大な問題であることを認識することが大切です。そして、援助を求められたときは、専門的な相談機関へつなげるなどの基本的な理解と認識を促すことが大切になります。

こころの悩みを自ら相談できる人は、医療や福祉サービスにつながりますが、自ら相談できない場合、ひきこもり状態になりやすく、家族や周囲の人からの相談が見受けられます。こういった自らSOSを発することのできない人への支援としては、広報等での周知により本人に気づいてもらうことが大切であり、地域や家族が専門的相談機関へつなぐ支援が重要です。

地域づくり推進のための取組

施策名	施策の内容	担当
自殺予防月間	自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発するために、9月を「自殺予防月間」と 位置付け、啓発活動を推進します。	社会福祉課 健 康 課
自殺対策強化月間	自殺対策について、緊急的な強化を図るため、3 月を「自殺対策強化月間」と定め、県、関係団体と 連携して、集中的に啓発活動を推進します。	社会福祉課 健 康 課

地域の相談員活動

施策名	施策の内容	担当
民生委員·児童委員	地域における相談・支援のボランティアとして、 地域に根ざした福祉活動を行っています。市民から の相談に応じ、誰もが安心して暮らすことのできる 地域社会づくりを目指します。	社会福祉課
在宅介護支援センター	在宅で高齢者を介護される方の相談やひとり暮ら しの高齢者の相談を受け、必要なサービスが受けら れるよう関係機関との連絡調整を行います。	高齢福祉課

保健推進員	「こころの絆運動」として、周りの人の悩みや困り事に気づき、声をかけ、専門機関につなぐ運動を推進しています。相談窓口の周知を行い、一人で悩まないよう呼びかけます。	健	康	課
-------	--	---	---	---

◇ 気づき・見守りができる人材の育成

こころの健康や自殺対策について正しい知識を市民に広めていくことが大切になってきます。広報ぬまたや市ホームページへの掲載、リーフレットの作成・配布、講演会の開催などにより普及啓発を推進します。

普及啓発に際しては、各ライフステージを考慮し、対象となる年齢層を絞り込みながら、きめ細かく効果的に行います。

また、悩みを抱えた人が孤立しないように、こころのサインに気づき、適切な見守りができるゲートキーパーを養成するための研修を実施します。

周知・啓発、人材の育成

施策名	施策の内容	担当
自殺予防月間 (再掲)	自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を 普及啓発するために、9月を「自殺予防月間」と位 置付け、啓発活動を推進します。	社会福祉課 健 康 課
自殺対策強化月間 (再掲)	自殺対策について、緊急的な強化を図るため、3 月を「自殺対策強化月間」と定め、県、関係団体と 連携して、集中的に啓発活動を推進します。	社会福祉課 健 康 課
自殺対策に関する施策の周知の推進	自殺対策事業に係る啓発物品やチラシを作成し、 広く市民や関係機関に配布するとともに、市のホームページ上で情報発信を行い周知に努めます。	社会福祉課 健 康 課
ゲートキーパー 養成研修	地域において、自殺の危険を示すこころのサイン に気づき、適切な見守りができる、ゲートキーパー の役割を担う人材を育成するため、研修を実施しま す。	社会福祉課 健 康 課

市職員・教職員向けの施策

施策名	施策の内容	担	j j	É
職員研修	職場のメンタルヘルスなどの研修により、職員の 心身の健康管理を図ります。	総	務	課
職員向けゲート キーパー養成研修	自殺の危険を示すこころのサインに気づき適切な 見守りができるゲートキーパー養成研修を実施しま す。	総社会	務 徐福初	課上課

	教職員が児童生徒に対する理解を深め、気づきや
教職員研修	支援、相談における知識・技術の向上を図るための
	研修を実施します。

学校教育課

◇ こころの健康づくりの推進

「沼田市健康増進計画 健康ぬまた21」などの計画との整合性を図りながら、市民のこころの健康の保持と増進に向けた取組を推進します。

なお、本市の自殺者の現状を考慮し、特に高齢者、子ども、労働・就業関係の取組を強化します。

ア 高齢者のこころの健康づくり

高齢化が急速に進む中、高齢者の社会参加も重要なテーマです。老人クラブやふれあい・いきいきサロンの活動やシルバー人材センターによる高齢者の就労支援など、高齢者の生きがいづくりを促進し、健康づくりの推進を図ります。

イ 家庭における子どものこころの健康づくり

家庭における子どものこころの健康の健やかな発達のためには、育児不安や親子関係を改善することも必要になってきます。そのため、発育や発達を促す子育て支援のプログラムを作成し支援を行います。

ウ 学校におけるこころの健康づくり

相談室の設置やスクールカウンセラーを配置し、学校における相談体制 の充実を図るとともに、学校医による専門的な指導・助言を推進します。

エ 職場におけるこころの健康づくり

労働・就労関係者と連携し、こころの健康づくりに関する勤労者向けの 講演会やリーフレット等の配布による啓発を行うとともに、中小企業を中 心に労働環境をはじめとした支援を推進します。

こころの健康づくり

施策名	施策の内容	担当
高齢者就労支援	沼田市シルバー人材センターにおいて、高齢者労働力活用事業を実施し、会員登録を促進し、就労機会の拡大を図り、高齢者の生きがいづくりを推進します。	高齢福祉課

老人クラブの育成 強化	老人クラブを活性化することにより、高齢者の地域活動の活性化を図り、相互の親睦を深め、高齢者が地域活動の担い手として生きがいを持って活動できるよう老人クラブの育成強化を図ります。	高齢福祉課
地域活動団体の 活性化を支援	地域で活動する保健・医療・福祉・まちづくり・ 地域安全・災害救助・人権擁護など高齢者を支える 多岐に及ぶ分野の団体に関する情報提供に努めると ともに、団体間のネットワークを推進し、その活動 の活性化を支援します。	高齢福祉課
多世代交流の充実	街なかの空き店舗や地域の空き家などを活用した 交流サロンを検討し、年齢や立場が異なる市民の交 流の場を確保し、高齢者の生きがいづくりを支援し ます。	高齢福祉課
ひとり暮らし 高齢者保養事業	ひとり暮らし高齢者の孤独解消や心身の健康増進 を図るため、温泉地等への宿泊旅行を実施します。	高齢福祉課
ひとり暮らし 高齢者交流事業	ひとり暮らし高齢者への外出機会を提供し、ひき こもり防止を図るため、交流会を実施します。	高齢福祉課
温泉施設利用高齢者助成事業	高齢者のひきこもり予防、多世代交流の促進を図 るために、市が指定する温泉施設の利用料を助成し ます。	高齢福祉課
敬老バスカード 助成事業	高齢者の移動手段を確保することによって高齢者 のひきこもりなどを予防するため、市内路線バス利 用カード購入に対して助成します。	高齢福祉課
福祉タクシー 利用券の交付	要介護高齢者等の外出を支援し、高齢者等のひき こもりなどを予防するため、タクシー料金の一部を 助成します。	社会福祉課高齢福祉課
福祉有償運送等の 外出支援	要介護高齢者等の外出を支援し、高齢者のひきこ もりなどを予防するため、福祉有償運送の普及を推 進します。	高齢福祉課
家庭児童相談	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、 子育てに関する不安、悩みの相談業務を行います。	子ども課
つぼみサポート 事業	保育園児とその保護者を対象として、保育園等に おける発達支援に関する指導助言、及び支援を必要 とする家庭等への訪問等の相談業務を行います。	子ども課
子育て世代包括 支援センター事業	妊娠期から出産、子育て期までの人を対象に、子育て家庭の多様なニーズに合わせ、専門の相談員(子育てコンシェルジュ・母子保健コーディネーター)が相談業務を行います。	子ども課健 康 課

	生後3か月未満の母子に対し、必要に応じ医療機	
産後ケア事業	関に宿泊して、産後の身体を休め、育児指導を受けられるように支援します。	健 康 課
エンゼルクラブ	乳児とその保護者を対象に、身体計測、育児・栄養・歯科に関する相談、助産師による授乳相談などを行います。	健 康 課
わんぱくクラブ	幼児とその保護者を対象に、身体計測、育児・栄 養・歯科に関する相談を行います。	健 康 課
いじめ防止 子ども会議	小・中学生の代表が、各校の実践発表を行うとと もに、いじめをなくすためさらに工夫したいことな どを話し合うことを通して、児童生徒のいじめ防止 に向けた主体的な取組を推進します。	学校教育課
図書館における自 殺予 防 特 設コーナーの設置	図書館において、自殺予防に係る資料を集約し、 自殺や自殺関連事象に関する資料を提供し、知識普 及を図り自殺予防を推進します。	社会教育課
図書館における情報 サービス	図書館において、資料貸出サービスを行い、広く 自殺予防に関する知識を普及します。	社会教育課
こころの健康づく り講演会	こころの健康づくりのための講演会を開催します。	社会福祉課 健 康 課 産業振興課
啓発グッズの配布	こころの健康について、リーフレットやポケット ティッシュなどの啓発グッズを配布し、周知・啓発 を行います。	社会福祉課 健 康 課 産業振興課
のぼり旗、広報による周知	こころの健康について、のぼり旗の設置、広報・ ホームページによる周知・啓発を行います。	社会福祉課 健 康 課 産業振興課

市職員向けの施策

施策名	施策の内容	担当
職員研修(再掲)	職場のメンタルヘルスなどの研修により、職員の 心身の健康管理を図ります。	総 務 課 社会福祉課

2 教育・啓発の推進

自殺の背景にある様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対応方法を身に付けることが将来の自殺リスク低減につながります。 すべての人が早い時期に生きるために必要な力をつけ、前向きに楽しい人生を送れるよう支援することが大切です。その上で生きる不安を抱える人の中で、支援を必要とする人が漏れないよう、支援の範囲を広くとることと同時に、ライフステージごとに置かれている状況や自殺に追い込まれている事情が異なることから、それぞれの状況に沿った教育・啓発と適切な支援を実施していくことが大切になります。

◇ ストレスやこころの健康の正しい知識の教育・啓発

すべての市民が、こころの健康を認識し、自らのストレスやこころの不調に 気づき対応できるよう、正しい知識を深めるための教育や広報等による啓発が 大切です。各種研修や広報ぬまた、市ホームページのほか、リーフレット、チ ラシなどによる周知・啓発を図ります。

また、正しい知識を広めるためには、相談にあたる職員の資質の向上が不可欠です。さらに、地域の中で活動する民生委員児童委員についても多くの市民から相談を受け、日々対応していますので、ゲートキーパー養成研修を行い、支援にあたる人の資質向上を推進します。

正しい知識の教育・啓発

施策名	施策の内容	担	百	Í
ゲートキーパー 養成研修 (再掲)	地域において、自殺の危険を示すこころのサイン に気づき、適切な見守りができる、ゲートキーパー の役割を担う人材を育成するため、研修を実施しま す。		会福祉 康	上課 課

市職員・教職員向けの施策

施策名	施策の内容	担当
職員研修 (再掲)	職場のメンタルヘルスなどの研修により、職員の 心身の健康管理を図ります。	総務課
職員向けゲート キーパー養成研修 (再掲)	自殺の危険を示すこころのサインに気づき、適切 な見守りができるゲートキーパー養成研修を実施し ます。	総務課 社会福祉課
教職員研修 (再掲)	教職員が児童生徒に対する理解を深め、気づきや 支援、相談における知識・技術の向上を図るための 研修を実施します。	学校教育課

◇ 子ども世代からの教育

子どもが、社会において直面する可能性がある様々な困難に対応していく方法を身に付けるためには、普段から子どもと接している保育士や教員、相談員がゲートキーパーとして適切な対応(悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を行うことが重要です。そのために、専門的な研修を実施します。

また、県では、子どもの自殺を未然に防ぐために、困難に直面した子どもが信頼できる人に助けを求める声をあげられるようになるための「SOSの出し方に関する教育」プログラムを作成しています。本市においても、そのプログラムに沿って、子どもが誰にどうやって助けを求めればよいか学べる授業を進めていきます。

子ども世代への教育

施策名	施策の内容	担当
教育相談	児童生徒のストレスを和らげられることのできる 人材を配置し、悩み、不安の解消を図るため、児童 生徒や保護者に対して、教育相談を行います。	学校教育課
児童生徒の命を 守り、育てる教育	生徒指導の徹底や道徳教育の充実を図ることを通 して、児童生徒の自尊感情をはぐくむとともに、い のちの大切さの理解を深めます。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育	学校において、命の危機に直面したときに、誰に どう助けを求めればよいか、具体的な方法を学び、 つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいと いうことを学ぶ教育を推進します。	学校教育課

市職員・教職員向けの施策

キーパー研修 (再掲) な見守りができるゲートキーパーを養成するため、 職員研修を実施します。 すども課 健康課 学校教育課
--

◇ 働き盛り世代に向けた予防啓発

経営者や労働者等向けに、こころの健康づくりに関する講演会や啓発グッズの配布により啓発を図るとともに、中小企業を中心に福利厚生や労働環境をはじめとした支援を推進します。

働き盛り世代への予防啓発

施策名	施策の内容	担当
こころの健康づく り講演会 (再掲)	経営者・労働者対策として、こころの健康づくり のための講演会を開催します。	社会福祉課 健 康 課 産業振興課
啓発グッズの配布 (再掲)	経営者・労働者対策として、こころの健康に関す る啓発グッズを配布し、周知・啓発を行います。	社会福祉課健康課産業振興課
のぼり旗、広報に よる周知(再掲)	経営者・労働者対策として、こころの健康に関するのぼり旗を設置し、広報・ホームページによる周知・啓発を行います。	社会福祉課 健 康 課 産業振興課

企業・労働者への支援

企業・労働者への文音 施策名	施策の内容	担当
小規模企業 共済制度	個人事業主や役員が事業をやめたり、退職したり した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための 資金をあらかじめ準備しておく小規模企業共済制度 の周知を図ります。	産業振興課
経営セイフティ 共済制度	取引先の倒産が原因で売掛金債権が回収困難になったとき、借入れができるよう経営セイフティ共済制度の周知を図ります。	産業振興課
中小企業自社製品 等販路開拓支援事 業	中小企業者が自社製品、新技術の新たな販路を開 拓するための展示会への出展について補助します。	産業振興課
特定求職者雇用 企業奨励金	障害のある人を雇用する中小企業者に対し奨励金 を交付します。	産業振興課
トライアル雇用 支援奨励金	若年者、中高年者、障害のある人を3か月間試行的に雇用する中小企業者に対し、奨励金を交付します。	産業振興課
ぐんま新技術・新 製品開発推進補助 金	中小企業者が行う新技術・新製品の開発を支援します。	産業振興課
中小企業退職金制度	中小企業の相互共済と国の援助により退職金制度 を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の 増進と中小企業の振興を図ります。	産業振興課
ママ・パパの子育 てを応援する企業 奨励金	男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安 定した雇用を創出するために、育児休業等を取得し た労働者を雇用する中小企業者に対し、奨励金を交 付します。	産業振興課

中小企業・勤労者 向け制度融資	中小企業者・勤労者向けの各種制度融資により、 支援を行います。	産業振興課
セイフティネット 保証制度	経済環境の急激な変化によって経営の安定に支障が生じている中小企業に対し、保証協会が保証限度額の別枠化を図り支援を行います。	産業振興課
創業者融資信用保 証料補助金及び利 子補給金	創業者への支援として、創業時への借り入れにか かる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行 います。	産業振興課
産学協同研究費 補助金	中小企業者等が大学などの教育・研究機関と共同 で行う技術開発に要する経費の一部を助成します。	産業振興課

◇ 子育て世代に向けた普及啓発

産後にうつ傾向が強い人や育児に不安や悩みを抱えている人に対して、情報 提供や助言を行い、安心して子育てができるよう支援を実施します。

子育て世代に向けた普及啓発

施策名	施策の内容	担	当	
家庭児童相談 (再掲)	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、 子育てに関する不安、悩みの相談業務を行います。	子ど	€Ī	課
つぼみサポート 事業 (再掲)	保育園児とその保護者を対象として、保育園等に おける発達支援に関する指導助言、及び支援を必要 とする家庭への相談業務を行います。	子ど	₺ [課
子育て世代包括 支援センター事業 (再掲)	妊娠期から出産、子育て期までの人を対象に、子育て家庭の多様なニーズに合わせ、専門の相談員(子育てコンシェルジュ・母子保健コーディネーター)が相談業務を行います。	子ど健り		課課
産後ケア事業 (再掲)	生後3か月未満の母子に対し、必要に応じ医療機 関に宿泊して、産後の身体を休め、育児指導を受け られるように支援します。	健』	表	課
エンゼルクラブ (再掲)	乳児とその保護者を対象に、身体計測、育児・栄養・歯科に関する相談、助産師による授乳相談などを行います。	健』	表 [課
わんぱくクラブ (再掲)	幼児とその保護者を対象に、身体計測、育児・栄 養・歯科に関する相談を行います。	健	表 i	課

3 相談・支援体制の充実

自殺に関係する相談は、年齢、性別、職業等、相談者によってその内容が大きく 異なります。そのため、様々な相談に応じた相談体制の充実を推進します。

◇ 健康に関する相談支援の充実

こころの健康や不安だけでなく、生活習慣やその他の疾病、不妊相談など、 健康に関する相談は多岐に渡っています。健康問題に関して、乳幼児期から高 齢者までに対応できるよう、相談窓口の充実に努めます。

健康に関する相談支援

施策名	施策の内容	‡	百 爿	Í
精神保健福祉相談	精神に障害がある人の早期治療及び自立と社会 参加を促進するため、精神科医師の相談を実施します。また、複雑化する精神不安(ひきこもり、アルコール依存等)にも対応します。	社会	会福祉	上課
エンゼルクラブ (再掲)	乳児とその保護者を対象に、身体計測、育児・ 栄養・歯科に関する相談、助産師による授乳相談 などを行います。	健	康	課
わんぱくクラブ (再掲)	幼児とその保護者を対象に、身体計測、育児・ 栄養・歯科に関する相談を行います。	健	康	課
子育て世代包括 支援センター事業 (再掲)	妊娠期から出産、子育て期までの人を対象に、 子育て家庭の多様なニーズに合わせ、専門の相談員 (子育てコンシェルジュ・母子保健コーディネーター) が相談業務を行います。	子健	ど も 康	課課
子ども発達相談	乳幼児とその保護者を対象に、言葉の遅れや発 達に関する不安に対し相談業務を行います。	健	康	課
にこにこ健康相談 さわやか健康相談	健診結果の保健指導、血圧・体脂肪率の計測、 栄養や歯科に関する相談を行います。	健	康	課
窓口相談	健康に関する様々な窓口相談業務を行います。	健	康	課
禁煙相談	禁煙したい人、大事な人に禁煙してほしい人からの相談に対応します。	健	康	課

◇ 生活・経済・仕事に関する相談支援の充実

労働者の労働条件、就業、経済的な問題等、幅広い悩みに関する相談支援の 充実を図ります。

生活・経済・仕事に関する相談支援

施策名	施策の内容	担当
自立相談支援	生活困窮者に対して、早期の経済的自立を促すため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施します。ハローワーク、社会福祉協議会との連携を強化し支援強化を図ります。	社会福祉課
納税・納付に関す る相談	税金・保険料・保育料・家賃・水道料・利用料などの未納者に接した際、状況により、必要に応じ専門機関へつなげます。	市 民 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 注 完 軟 企 報 課 課 ま 上 下 校 教 育 課
就業援助相談	内職とその斡旋、ハローワーク求人情報の紹介、 就業に関する全般的な相談業務を行います。	産業振興課
消費生活相談	購入した商品やサービスへの疑問、多重債務についての相談を行います。	生 活 課
生活福祉資金貸付 制度	生活に不安を抱えた低所得、障害のある人及び高齢者世帯の方々に資金の貸し付けと合わせて必要な相談支援を行います。	沼田市社会 福祉協議会
日常生活自立支援 事業	認知症や障害などで判断能力が十分でない方が、 地域で安心して日常生活が過ごせるように、福祉サ ービスの利用手続きの援助や代行、各種支払いなど を行うことによって生活を支援します。	沼田市社会 福祉協議会

◇ 各ライフステージの相談支援の充実

ア 子ども・子育て世代に対する相談支援の充実

妊娠期、新生児期の早期から、子どもの生活習慣、知能や言語の発達、 学校生活、家庭内のこと等、家族や子どもに関する相談に幅広く対応し、 切れ目のない適切な支援を進めます。

イ 青少年に対する相談支援の充実

学校、家庭の青少年に関わる相談支援の充実を図ります。また、専門的な相談については、関係機関につなげるよう、担当者の知識・経験を深め、連携強化を推進します。

ウ 高齢者に対する相談支援の充実

介護保険に関すること、生活支援に関すること、高齢者虐待に関すること等、高齢者に関する全般的な相談支援の充実を図り、関係機関との連携強化を図ります。

各ライフステージの相談支援

各フイフステーシの 施策名	施策の内容	担当
家庭児童相談 (再掲)	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、 子育てに関する不安、悩みの相談業務を行います。	子ども課
つぼみサポート 事業 (再掲)	保育園児とその保護者を対象として、保育園等に おける発達支援に関する指導助言、及び支援を必要 とする家庭等への訪問等の相談業務を行います。	子ども課
子育て世代包括 支援センター事業 (再掲)	妊娠期から出産、子育て期までの人を対象に、子育て家庭の多様なニーズに合わせ、専門の相談員 (子育てコンシェルジュ・母子保健コーディネーター) が相談業務を行います。	子ども課健 康 課
エンゼルクラブ (再掲)	乳児とその保護者を対象に、身体計測、育児・栄養・歯科に関する相談、助産師による授乳相談などを行います。	健 康 課
わんぱくクラブ (再掲)	幼児とその保護者を対象に、身体計測、育児・栄 養・歯科に関する相談を行います。	健 康 課
訪問指導	子ども・高齢者・精神障害のある人等とその家族 を対象として、生活習慣病の予防、家庭における療 養方法等、健康管理に関する相談業務を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 健 康 課
地域包括支援センター	高齢者やその家族が、心身の健康の維持、生活の 安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために、必 要な援助や支援を包括的に行います。(総合相談支 援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメン ト、指定介護予防支援事業、認知症施策総合推進事 業)	高齢福祉課
総合相談支援事業	高齢者やその家族からの様々な相談を受け、必要な援助を受けられるよう支援します。	高齢福祉課
在宅介護	高齢者とその家族を対象として、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し、様々な相談業務を行います。	高齢福祉課
幼児指導相談	幼児とその保護者を対象として、ほかの子に比べ て遅れがある、じっとしていられない、言葉がうま くしゃべれない等について、相談業務を行います。	学校教育課
児童生徒相談	児童生徒とその保護者を対象として、学校に行けない、友だちと衝突しがち、ほかの子に比べて遅れがある等について、相談業務を行います。	学校教育課
教育相談 (再掲)	児童生徒のストレスを和らげられることのできる 人材を配置し、悩み、不安等の解消を図るため、児 童生徒や保護者に対して、教育相談を行います。	学校教育課

青少年相談	児童生徒と保護者を対象として、学校、家庭、友だ ちのこと等の相談業務を行います。	社会教育課
生涯学習相談	講師の紹介、学習機会・会場の紹介、サークル創 設等のニーズに対して、相談業務を行います。	社会教育課

◇ その他の相談に関する相談支援の充実

複雑化する市民生活の不安・悩みの解決に向けて、各相談窓口の充実を図るとともに、関係機関が実施する相談窓口との連携強化を図ります。

当事者が抱える個別の問題や家族が抱える先行きの見えない不安や心労など様々な問題が複合することにより、長期化や高齢化につながり、解決することが困難になってきます。地域において早期対応が行えるよう、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図っていきます。

各種相談支援

施策名	施策の内容	担当
DV相談	パートナーからの暴力や脅迫などの相談、人間関 係や生活上の悩みに関する相談業務を行います。	生 活 課
障害者虐待防止 業務	障害のある人への虐待に関する相談・通報を受け 付け、支援につなげます。	障害者虐待 防止センター (社会福祉課)

関係機関が実施している相談支援

施策名	施策の内容	担当
ふれあい総合相談	日常生活のあらゆる悩みや心配ごとについての相 談業務を行います。 (心配ごと・結婚・人権・行政 相談を合わせて実施)	沼田市社会 福祉協議会
無料法律相談	法律問題について弁護士が相談業務を行います。	沼田市社会 福祉協議会
中央児童相談所の 相談業務	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、 子どもに関する悩みについて相談業務を行います。	中央児童相談 所北部支所
こどもホットライ ン24	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、子どもに関する悩みについて、24時間電話相談業務を行います。	中央児童相談所
こどもの悩み 110番	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、非行、いじめ、家庭問題、その他少年の健全育成に関する相談業務を行います。	沼田警察署

群馬いのちの電話	いつでも、どこでも、だれでも、どんなことでも 利用できる電話相談業務を行います。	社会福祉法 人群馬いの ちの電話
よりそいホットライン	そいホットラ 自殺予防、DV、性暴力、LGBT等に関する電 話相談を行います(24時間通話料無料)。また、 SNSによる相談も行います。	
女性相談者専用 電話	女性からの悩みについて電話相談を行います。	群馬県警察 本部
こころの健康に 関する相談	こころの健康に関する各種相談(面接・電話・メール)の他、自殺予防を目的とした「こころの健康相談統一ダイヤル」も行います。	県こころの 健康センター
依存症に関する 相談	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症の方を 対象に、再発防止プログラム「依存症からの回復支 援塾」を実施しています。また、家族を対象に「依 存症の家族教室」も行います。	県こころの 健康センター
ひきこもりに関す る相談	ひきこもりに関する相談窓口は県こころの健康センター内にあり、「ひきこもり相談専用ダイヤル」 による電話相談も行います。	県ひきこもり 支援センター
発達障害に関する 相談	関する 保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、発達障害 のあるこどもの家族からの様々な相談に応じます。	
障害者相談支援 業務	障害のある人や家族からの障害福祉に関する相談 に応じ、情報提供や助言、関係機関と連絡調整を行 います。	利根沼田障 害者相談支 援センター
身体・知的障害者 相談員事業	障害のある人や家族からの相談に対して、障害の ある人が相談業務を行います。	身体・知的 障害者相談 員
障害者就業・生活 支援業務	雇用・福祉・教育の関係機関と連携し、障害のある人の就業と生活に伴う相談・助言・職場実習の斡旋等の支援を行います。	
家庭教育電話相談	18歳未満の子どもとその保護者を対象として、 育児や保育、性格や行動、しつけ、知能や言葉の家 庭教育について相談業務を行います。	県生涯学習 センター
子ども教育支援セ ンターの相談業務	- 「一 「	
いじめ対策室の 相談業務	児童生徒、保護者、教職員を対象として、学校に おけるいじめ問題に迅速・的確に対応するため、相 談業務を行います。	県総合教育 センター

◇ 相談担当職員の資質向上

自殺対策を支える担当者については、豊富な知識・経験と専門窓口につなげるための調整力が必要です。その調整力を身に付けるためには、各種研修等により資質向上を図る必要があります。県では、ゲートキーパー養成研修を中心に各種研修、講演会等を進めています。

本市では、県下では希なケースとして、全職員に対しゲートキーパー養成研修を実施しています。特に、新任職員には、新任職員研修の中で実施し、職員の資質向上に努めています。また、各種団体等への養成研修も実施します。

相談担当職員の研修

施策名	施策の内容	担当	
自殺予防研修	県が実施する研修会により、支援者としての関わり方についての理解を深めます。	群 馬 県 障害政策課	
地域における ゲートキーパー 養成研修 (再掲)	自殺の危険を示すこころのサインに気づき、適切 な見守りができる、ゲートキーパーの役割を担う人 材を地域において育成するため研修を実施します。	社会福祉課 健 康 課	

市職員・教職員向けの施策

施策名	施策の内容	担当
職員向けゲート キーパー養成研修 (再掲)	自殺の危険を示すこころのサインに気づき、適切 な見守りができるゲートキーパーを養成するため、 職員研修を実施します。	総務課 社会福祉課

◇ 相談担当職員へのこころのケア

相談担当者は、相談対応により過重な負荷がかかることがあることから、相談担当者同士の連携体制強化と相談担当者に対するこころのケアの充実を推進します。

相談担当職員へのこころのケア

施策名	施策の内容	担当
こころの健康に関 する研修・講演会	県が実施する研修や講演会により、相談担当者の こころのケアに取り組みます。	群 馬 県障害政策課

◇ 地域包括ケアシステムの構築に向けて

本市では、国及び県の指針が決まり次第、自殺対策を兼ねた包括的な相談支援体制を充実させるための具体的な取組について検討します。

4 関係団体との連携

◇ 自殺の危険がある人を関係機関につなげる連携強化

自殺に追い込まれる背景として、健康・経済・生活・家庭・勤務などの様々な要因のほか、その人の性格傾向などが複雑に関係しています。また、自然災害や事故を含めた災害対策の分野において、強いストレスや絶望感、将来に対する不安などからうつ状態となり、精神症状の悪化により自殺者が増加する傾向があります。いずれも心のケアが大切であり、適切な関係機関・専門職につなげるための連携強化を図ります。

5 自殺未遂者・自死遺族への支援

◇ 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は、その後の自殺の危険性が高いため、救急病院や精神科等の 医療機関との連携を図り、再発を防ぎ、社会復帰に結び付けていく必要があ ります。自殺未遂者の多くは精神的な問題を抱えており、身体的な治療に加 えて、再発を予防するための相談が大切です。

自殺未遂者、その家族に対して適切な医療・相談支援ができる体制を検討します。

◇ 自死遺族への支援

自殺により家族を失った自死遺族は、こころに深い悲しみを抱えながら生活しており、自殺の背景や、故人の亡くなった時期や、遺族自身の家庭状況などによっても状況が異なっています。また、遺族の置かれている状況は時間の経過と共に変化していくものであり、遺族の心理や反応を十分理解した上で適切な支援を行う必要があります。

ア 基本的姿勢について

- 遺族の心理や反応を十分理解した上で、プライバシーが守れる静かな場所で対応し、話をよく聴き、相手の気持ちを受けとめることを心がけます。
- 遺族の考えに解釈や判断をせず、「私が何をすればあなたの役に立 つのでしょうか」という問いかけの姿勢に徹します。
- 遺族の主体性を尊重し、遺族自らが望む支援を行います。

イ 諸手続に関する情報提供について

死亡届や埋葬手続、名義変更等、遺族は悲しみに浸る間もなく行わなければならない手続があります。必要な手続の情報は極めて有用なものであり、手続が漏れないようにチェックリストを作成し渡すことを検討します。

ウ 遺族の自助グループ、支援グループに関する情報提供について

遺族が回復していく過程で、同じ悩みを抱える仲間との出逢いや自助 グループへの参加が必要な場合があります。遺族の状況を判断し必要が ある場合は自助グループや支援グループに関する情報提供を行います。

エメンタルヘルス対策について

遺族は、うつ病など精神疾患を発症する可能性が高く、不眠や体調不良、気分の落ち込みなどが長期化する場合があることから、メンタルへルスに関するリーフレットやチラシよる情報提供を行い、必要に応じて医療機関の受診を勧めます。

オ 生活支援について

多くの遺族が直面することとして、「生活・経済上の問題」があります。故人が残した借金の処理や一家の大黒柱を失った後の生計の建て直しなど、遺族が直面している問題を把握し、専門機関などにていねいにつなげるなどの支援を行います。

相談窓口

施策名	施策の内容	担当
遺族相談	ご家族を亡くされた方の相談に応じます。また、	県こころの
遺族交流会	共に語り合う場として遺族交流会を行います。	健康センター

第6章 計画の推進体制

第1 自殺対策推進の体制

自殺対策の推進については、県及び関係機関との連携が重要であり、地域の自殺 実態に即した計画が必要になります。そこで、庁内検討委員会として、組織されて いる「沼田市自殺対策庁内連絡会議」において計画策定・推進について協議し取り 組みます。

また、利根沼田保健福祉事務所との連携が必要であり、利根郡内町村との連携・協力体制も不可欠です。そこで、県が組織した「利根沼田地域自殺対策連絡会(こころのわネットワーク会議)」に参加することで、広域かつ多方面からの情報収集を行いながら取組を推進します。

沼田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を実施し、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、沼田市自殺対策推進計画(以下「計画」という。)を策定し、必要な事項を総合的に協議及び検討するため、沼田市自殺対策庁内連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
 - (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
 - (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
 - (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
 - (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 会議の委員長は、健康福祉部長を、副委員長は、社会福祉課長及び健康課長をもって充てる。
- 2 委員長は、会議の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員長は、必要に応じ連絡会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び健康課において行う

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表

区分	職名	
委員長	健康福祉部長	
副委員長	社会福祉課長・健康課長	
	○総務課長	
	○防災対策課長	
	○市民課長	
	○税務課長	
	○生活課長	
委 員	○社会福祉課長	
	○子ども課長	
	○高齢福祉課長	
	○健康課長	
	○産業振興課長	
	○建築住宅課長	
	〇上下水道課長	
	○学校教育課長	
	○社会教育課長	

沼田市自殺対策庁内連絡会議

委員名簿

区分	役 職	氏 名
委員長	健康福祉部長	小 林 信 博
副委員長	社会福祉課長	大 竹 尚 彦
"	健康課長	角 田 真由美
委 員	総務課長	川 方 一 巳
11	防災対策課長	青 栁 雅 人
"	市民課長	吉 澤 弘 志
11	税務課長	木 村 健 一
"	生活課長	松井昭二
"	子ども課長	小 池 久美子
"	高齢福祉課長	後藤和夫
"	産業振興課長	小 菅 伸 一
"	建築住宅課長	茂木敏昭
"	上下水道課長	中 島 正 美
11	学校教育課長	富 田 孝
IJ	社会教育課長	平 井 通 晃

≪参考≫ 利根沼田地域自殺対策連絡会「こころのわネットワーク会議」

分 野	所 属 名	
	沼田市消費生活センター	
生活・労働	NPO法人 こころの応援団	
生品 力制	沼田公共職業安定所	
	沼田商工会議所	
	利根教育事務所	
数	沼田市小中学校長会	
教育	利根郡小中学校長会	
	利根沼田養護教諭部会	
警 察	群馬県警察沼田警察署	
消防	利根沼田広域消防本部	
	沼田利根医師会	
医療	利根沼田保健福祉事務所嘱託医(精神保健相談)	
	沼田利根薬剤師会	
福祉	利根沼田障害者相談支援センター	
作用	沼田市民生児童委員協議会	
	沼田市健康福祉部社会福祉課	
	沼田市健康福祉部健康課	
	片品村健康管理センター	
/只 <i>佐</i> 事	川場村健康福祉課	
保健	昭和村保健福祉課	
	みなかみ町子育て健康課	
	みなかみ町町民福祉課	
	利根沼田保健福祉事務所(所長)	

事務局	利根沼田保健福祉事務所	医監
	IJ	保健課長
	JJ	保健課危機管理専門官
	IJ	企画福祉課地域支援係長
	IJ	保健課保健係長
	JJ	保健課保健係

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二 条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条) 第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い 水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない 社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっ ていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方 公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事 項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止 を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が 健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与するこ とを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がか けがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として 生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸 要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境 の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されな ければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきもので はなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的 な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するもので

- あることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態 に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が 発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた 効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との 有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。) にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように 必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力する とともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性 に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深める とともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及 び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く

展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を 集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力 を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう 努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等 (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、 当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次

条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域 の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての 計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるもの とする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施 に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在 り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状 況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにそ の成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取 組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとす る。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の 心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事 業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の 機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係る ものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特 性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に 発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う 体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることの ないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講 ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自 殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該 親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。 (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自 殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の 措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について 審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の 申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則(抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日から施行する。

附 則(抄)※平成27年法律第66号 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一•二(略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(抄)**※**平成28年法律第11号 (施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の 規定は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

沼田市自殺対策推進計画

沼田市健康福祉部 社会福祉課・健康課 〒378-8501 沼田市西倉内町780番地 Tel 0278-23-2111 (直通) ホームページ http://www.city.numata.gunma.jp